

第6節 蔵置中貨物に係る手続

システム参加保税地域等に蔵置中の貨物情報がシステムに登録されている貨物について、事故等の登録、貨物情報の訂正、仕分け又は書面による保税運送承認等確認登録を行う場合は、この節の定めるところによる。

1 蔵置中に判明した事故・危険貨物等の登録手続及びシール番号の登録

(1) 事故及び危険貨物等の登録

貨物情報がシステムに登録されている貨物及びコンテナ情報が登録されているコンテナについて、蔵置中に事故が判明した場合又は危険貨物等であることが判明した場合は、「貨物状況登録」業務（業務コード：CCX）を利用してシステムに登録する。

なお、搬入時に判明した事故又は危険貨物等については、この章第3節（貨物の搬入関係手続）によりシステムに登録する。

(2) リシール後のシール番号の登録

コンテナ情報がシステムに登録されているコンテナについて、蔵置中にリシールを行った場合は、「貨物状況登録」業務（業務コード：CCX）を利用して、リシール後のシール番号をシステムに登録する。

(3) 登録の方法

「貨物状況登録」業務（業務コード：CCX）を利用して、貨物管理番号単位又はコンテナ番号単位で、次の事項を入力し送信する。

[1] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

B/L番号又は輸出管理番号を必須入力する。

「コンテナ番号」欄を入力する場合は、入力不可。

[2] コンテナ番号（「コンテナ番号」欄）

コンテナ番号を必須入力する。

「貨物管理番号」欄を入力した場合は、入力不可。

[3] 危険貨物等コード（「危険貨物」欄）

SPC（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

「コンテナ番号」欄を入力した場合は、入力不可。

[4] 事故税関通知識別コード（「事故税関通知」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
税関へ通知を要する	Z
税関へ通知を要しない	M

※ [5] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[5] 事故コード（「事故」欄）

貨物に事故がある場合は、事故種別コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

※ [6] の項目は、最大6欄まで繰り返し入力することができる。

〔6〕 シール番号（「シール番号」欄）

リシールの場合に、リシール後のシール番号を全て入力する。

「貨物管理番号」欄を入力した場合は、入力不可。

(4) 出力情報

前記(3)（登録の方法）により貨物状況登録を行った場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
危険貨物等通知情報	S A S 0 0 1 0	税関へ通知を要する危険貨物等をシステムに登録した場合。	税関 (保税担当部門)
事故貨物通知情報	S A S 0 0 2 1	税関へ通知を要する事故貨物をシステムに登録した場合。	税関 (保税担当部門)
		税関へ通知を要する事故貨物をシステムに登録した場合で、次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 輸入申告等が行われている場合。 ② 輸出申告等が行われている場合。 ③ 登録者が管理する保税地域を発送地とする保税運送申告又は包括保税運送承認に係る個別運送情報がシステムに登録されている場合。	申告等を行った利用者 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録者
搬入時自動起動取消通知情報	S A S 0 0 3 0	税関へ通知を要する事故貨物をシステムに登録した場合で、次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 搬入時申告の旨が登録されている場合。 ② 包括保税運送承認に係る個別運送情報登録の搬入時自動起動の旨がシステムに登録されている場合。	搬入時申告の登録者 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録者

2 輸入貨物及び仮陸揚貨物の貨物情報の訂正

システム参加保税地域等に蔵置されている輸入貨物又は仮陸揚貨物の貨物情報を訂正する必要がある場合は、訂正を必要とする者は貨物の蔵置場所の倉主等に対して訂正内容を呈示し、訂正を依頼する。

倉主等は訂正の依頼を受けた場合又は自ら訂正を必要とする場合は、「輸入貨物情報訂正」業務（業務コード：S A I）を利用して貨物情報の訂正を行う。

また、システム参加保税地域以外の保税地域に保税運送された貨物で、税関による到着確認を受けた後、通関等で訂正が必要な場合も、本業務を利用して貨物情報の訂正を行うことが可能である。

ただし、輸入貨物が誤って仮陸揚貨物としてシステムに登録されている場合で、「仮陸揚貨物から輸入貨物への変更」が必要な場合は、訂正を必要とする者は、「N A C C S登録情報変更申出」に貨物管理番号、訂正すべき内容及び事由等、必要事項を記入の上、税関（監視担当部門）に提出する。

なお、「N A C C S登録情報変更申出」については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第

2 節（汎用申請関係手続）により提出することもできる。

訂正を認めた場合は、税関において貨物情報が訂正される。

貨物情報の訂正を行った場合に、既に通関業者が輸入申告事項登録等を行っていた場合は、別途、輸入申告事項等の訂正を要することもあることから、関係者に対して訂正内容を連絡する。

(1) 登録の方法

「輸入貨物情報訂正呼出し」業務（業務コード：S A I 1 1）を利用して、「B／L 番号＊」欄に B／L 番号を入力し送信することにより、貨物情報が「輸入貨物情報訂正呼出情報」（出力情報コード：S A S 0 7 7 1）として応答画面に出力されることから、出力された事項を確認の上訂正を必要とする事項を上書き入力して、次の事項を入力し送信する。

なお、各訂正項目については、訂正対象項目を登録した業務により異なる。訂正項目の詳細については、各登録業務を参照する。

[1] 訂正理由コード（「訂正理由＊」欄）

訂正理由を訂正理由コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

訂正可能となる項目は次のとおり。

○：訂正可、－：訂正不可

入力項目 （項目欄）	訂正対象項目をシステムに登録した業務							
	MFR	NVC01	BIB	CYB CYD	PKK PKI	BIA	CYD01	SCR
保税運送承認番号等 （「保税運送承認番号等」欄）	－	－	○	○	－	－	○	－
搬入年月日 （「搬入日時」欄左）	－	－	○	○	○	○	○	○
搬入時刻 （「搬入日時」欄右）	－	－	○	○	○	○	○	○
船舶コード （「船舶」欄左）	－	－	○	○	－	－	○	○
積載船名 （「船舶」欄右）	－	－	○	○	－	－	○	○
船卸港コード （「船卸港」欄）	－	－	○	○	－	－	○	○
入港年月日 （「入港日＊」欄）	○	－	○	○	－	－	○	○
船積港コード （「船積港」欄）	○	－	○	○	－	－	○	○
最終仕向地コード （「最終仕向地」欄左）	○	○	○	－	－	－	○	－
最終仕向地名 （「最終仕向地欄右）	○	○	○	－	－	－	○	－
荷送人コード （「荷送人」欄）	○	○	○	－	－	－	－	－
荷送人名 （「荷送人名称」欄）	○	○	○	－	－	－	－	－
荷送人住所（連続入力） （「荷送人住所」欄）	○	○	○	－	－	－	－	－
荷送人住所 1／4 （「荷送人住所 St. 1」欄）	○	○	○	－	－	－	－	－

入力項目 (項目欄)	訂正対象項目をシステムに登録した業務							
	MFR	NVC01	BIB	CYB CYD	PKK PKI	BIA	CYD01	SCR
荷送人住所 2 / 4 (「荷送人住所 St. 2」欄)	○	○	○	—	—	—	—	—
荷送人住所 3 / 4 (「荷送人住所 City」欄)	○	○	○	—	—	—	—	—
荷送人住所 4 / 4 (「荷送人住所 Country-sub」欄)	○	○	○	—	—	—	—	—
荷送人郵便番号 (「荷送人 Postcode」欄)	○	○	○	—	—	—	—	—
荷送人国名コード (「荷送人 Country」欄)	○	○	○	—	—	—	—	—
荷送人電話番号 (「荷送人電話番号」欄)	○	○	○	—	—	—	—	—
荷受人コード (「荷受人」欄)	○	○	○	○	—	—	○	—
荷受人名 (「荷受人名称」欄)	○	○	○	○	—	—	○	—
荷受人住所(連続入力) (「荷受人住所」欄)	○	○	○	○	—	—	—	—
荷受人住所 1 / 4 (「荷受人住所 St. 1」欄)	○	○	○	○	—	—	—	—
荷受人住所 2 / 4 (「荷受人住所 St. 2」欄)	○	○	○	○	—	—	—	—
荷受人住所 3 / 4 (「荷受人住所 City」欄)	○	○	○	○	—	—	—	—
荷受人住所 4 / 4 (「荷受人住所 Country-sub」欄)	○	○	○	○	—	—	—	—
荷受人郵便番号 (「荷受人 Postcode」欄)	○	○	○	○	—	—	—	—
荷受人国名コード (「荷受人 Country」欄)	○	○	○	○	—	—	—	—
荷受人電話番号 (「荷受人電話番号」欄)	○	○	○	○	—	—	—	—
品名 (「品名」欄)	○	○	○	○	—	—	○	○
代表品目番号 (「品目番号」欄)	○	○	○	○	—	—	○	○
記号番号 (「記号番号」欄)	○	○	○	○	—	○	○	○
個数 (「個数＊」欄左)	○	○	○	○	—	—	○	○
個数単位コード (「個数＊」欄右)	○	○	○	○	—	—	○	○
重量 (「重量＊」欄左)	○	○	○	○	—	○	○	○
重量単位コード (「重量＊」欄右)	○	○	○	○	—	○	○	○

入力項目 (項目欄)	訂正対象項目をシステムに登録した業務							
	MFR	NVC01	BIB	CYB CYD	PKK PKI	BIA	CYD01	SCR
ネット重量 (「ネット重量」欄左)	○	○	○	—	—	—	—	—
重量単位コード (「ネット重量」欄右)	○	○	○	—	—	—	—	—
容積 (「容積」欄左)	○	○	○	○	—	○	○	—
容積単位コード (「容積」欄右)	○	○	○	○	—	○	○	—
原産地コード (「原産地」欄)	○	○	○	○	—	—	○	—
仮陸揚識別 (「仮陸揚識別」欄)	○*	○*	○*	○*	—	—	○*	—
仮陸揚事由コード (「仮陸揚事由」欄)	○*	○*	—	—	—	—	—	—
仮陸揚期間 (「仮陸揚期間」欄)	○*	○*	—	—	—	—	—	—
記事 (「記事」欄)	○	○	○	—	—	○	○	—
コンテナ番号 (「コンテナ番号」欄)	○	—	—	○	○	—	○	—
シール番号 (「シール番号」欄)	○	—	—	○	—	—	○	—
コンテナサイズコード (「サイズ」欄)	○	—	—	○	—	—	○	—
コンテナタイプコード (「タイプ」欄)	○	—	—	○	—	—	○	—
荷渡形態コード (「荷渡形態」欄)	○	—	—	○	—	—	○	—
コンテナ所有形態コード (「所有形態」欄)	○	—	—	○	—	—	○	—
バンニング形態コード (「バン形態」欄)	○	—	—	○	—	—	○	—
コンテナ条約適用識別 (「条約識別」欄)	○	—	—	○	—	—	○	—

(*) 訂正を必要とする場合は、「NACCS登録情報変更申出」を税関（監視担当部門）に提出する。訂正を認めた場合は、税関において貨物情報の訂正が行われる。

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により貨物情報を訂正した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

なお、訂正保留となった場合は、税関により保留が解除されるまでの間、当該貨物は移動又は取扱等を行うことはできない。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入貨物情報 訂正情報	S A S 0 7 6 1	税関以外の者が輸入貨物に係る訂正をした場合。	登録者 税関 (保税担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
		税関以外の者が仮陸揚貨物に係る訂正をした場合。	登録者 税関 (監視担当部門)
訂正保留解除 情報	S A L O 2 4 0	訂正保留が解除となった場合。	訂正業務を行った 利用者
		訂正保留が解除となり、貨物が分散蔵置されている場合。	貨物が蔵置されている 全ての保税地域

3 輸出貨物及び積戻し貨物の貨物情報の訂正

システム参加保税地域等に蔵置されている、輸出しようとする貨物又は積戻し貨物の貨物情報を訂正する必要がある場合は、訂正を必要とする者は貨物の蔵置場所の倉主等に対して訂正内容を呈示し、訂正を依頼する。

倉主等は訂正の依頼を受けた場合又は自ら訂正を必要とする場合は、「輸出貨物情報訂正」業務（業務コード：B I F）を利用してシステムに登録する。

なお、貨物情報の訂正を行った場合に、既に通関業者が輸出申告事項登録等を行っていた場合は、別途、輸出申告事項等の訂正を要することもあることから、関係者に対して訂正内容を連絡する。

(1) 登録の方法

「輸出貨物情報訂正呼出し」業務（業務コード：B I F 1 1）を利用して、「輸出管理番号＊」欄及び「蔵置場所」欄を入力し送信することにより、貨物情報が「輸出貨物情報訂正呼出情報」（出力情報コード：S A T O 1 6 1）として応答画面に出力されることから、出力された事項を確認の上訂正を必要とする事項を上書き入力して、次の事項を入力し送信する。

なお、各訂正項目については、当該貨物情報を登録した業務により異なる。訂正項目の詳細については、各登録業務を参照する。

〔1〕訂正理由コード（「訂正理由＊」欄）

訂正理由を訂正理由コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

訂正可能となる項目は次のとおり。

○：訂正可、－：訂正不可

入力項目（項目欄）	訂正対象項目をシステムに登録した業務				
	ECR	BIC	BIE	BID	RCR
輸出者コード（「輸出者」欄）	○	○	○	○	○
輸出者名（「輸出者名」欄）	○	○	○	○	○
申告予定者コード（「申告予定者」欄）	○	○	－	○	○
品名（「品名＊」欄）	○	○	○	○	○
総個数（「総個数＊」欄左）	○	○	○	○	○
個数単位コード（「総個数＊」欄右）	○	○	○	○	○
総重量（「総重量＊」欄左）	○	○	○	○	○
重量単位コード（「総重量＊」欄右）	○	○	○	○	○

入力項目（項目欄）	訂正対象項目をシステムに登録した業務				
	ECR	BIC	BIE	BID	RCR
総容積（「総容積」欄左）	○	○	○	○	○
容積単位コード（「総容積」欄右）	○	○	○	○	○
船会社コード（「船会社」欄）	○	○	○	○	○
積載予定船舶コード（「積載予定船舶」欄左）	○	○	○	○	○
積載予定船名（「積載予定船舶」欄右）	○	○	○	○	○
航海番号（「航海番号」欄）	○	○	○	○	○
入港年月日（「入港日」欄）	○	○	○	○	○
積出港コード（「積出港」欄）	○	○	○	○	○
出港予定年月日（「出港日」欄）	○	○	○	○	○
船卸港コード（「船卸港」欄）	○	○	○	○	○
荷受形態コード（「荷受形態＊」欄）	○	○	○	○	○
荷渡形態コード（「荷渡形態＊」欄）	○	○	○	○	○
社内整理番号（「社内整理番号」欄）	○	○	○	○	○
荷主セクションコード（「荷主セクションコード」欄）	○	○	—	—	—
荷主リファレンスナンバー（「荷主R e f N o .」欄）	○	○	—	—	—
記事（「記事」欄）	—	○	—	—	—
最終仕向地コード「最終仕向地＊」欄）	○	○	○	○	○
ブッキング番号（「ブッキング番号」欄）	○	○	○	○	○
積戻し許可済貨物表示（「積戻し許可済」欄）	—	—	○	—	—
搬入年月日（「搬入日時」欄左）	—	○	○	○	—
搬入時刻（「搬入日時」欄右）	—	○	○	○	—
搬入個数（「搬入個数＊」欄）	○	○	○	○	○
搬入重量（「搬入重量＊」欄）	○	○	○	○	○
搬入容積（「搬入容積」欄）	○	○	○	○	○
記号番号（「記号番号＊」欄）	○	○	○	○	○
入庫管理番号（「入庫管理番号」欄）	○	○	—	—	—
許可・承認番号（「許可承認番号」欄）	—	○	○	—	—

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により貨物情報を訂正した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

なお、訂正保留となった場合は、税関により保留が解除されるまでの間、当該貨物は移動又は取扱等を行うことはできない。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出貨物情報訂正通知情報	S A T O 1 4 1	なし。	登録者 税関 (保税担当部門)
		次の条件を全て満たす場合。 ① 登録者が「輸出貨物情報登録」業務（業務コード：E C R）又は「積戻貨物情報登録」業務（業務コード：R C R）で貨物情報を作成した利用者又は申告（予定）者の場合。 ② 入力された蔵置場所がシステム参加保税地域である場合。	入力された蔵置場所の保税地域
		次の条件を全て満たす場合。 ① 貨物が輸出（積戻し）申告前の貨物の場合。 ② 登録者が申告予定者と異なる場合。	入力された申告予定者
輸出貨物共通情報訂正通知情報	S A T O 1 5 1	次の条件を全て満たす場合。 ① 貨物が分散蔵置されている場合。 ② 分散蔵置先の保税地域がシステム参加保税地域である場合。 ③ 共通項目の訂正がされている又は訂正保留となっている場合。	貨物が蔵置されている他の保税地域
訂正保留解除情報	S A L O 2 4 0	訂正保留が解除となった場合。	訂正業務を行った利用者
		訂正保留が解除となり、貨物が分散蔵置されている場合。	貨物が蔵置されている全ての保税地域

4 保税運送承認等確認登録

貨物情報がシステムに登録されている貨物について、次に掲げるいずれかに該当する場合は、倉主等は、「保税運送承認等確認登録」業務（業務コード：P A M）を利用して、保税運送承認済であることを確認した旨をシステムに登録するとともに、「貨物管理番号」を書面に記載する。

- ① 貨物情報がシステムに登録されている貨物について、書面により包括保税運送承認に係る個別運送が行われた場合。
- ② 書面により保税運送承認が行われた場合で、税関が「保税運送承認した旨」のシステムに登録を行っていない場合。

また、保税運送承認を要しないとされている地域に向けて搬出する場合についても、保税運送承認を要しないことを確認した旨をシステムに登録する。

本業務を実施することにより、この章第4節（貨物の搬出関係手続）による搬出確認登録を行うことが可能となる。

なお、登録の旨を取り消す場合も本業務で行う。

(1) 登録又は取消しの方法

「保税運送承認等確認登録」業務（業務コード：PAM）を利用し、次の事項を入力し送信する。

[1] 処理区分コード（「処理区分＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
登録	9
取消し	1

[2] 承認等種別コード（「承認等種別＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
保税運送承認又は包括保税運送承認に係る個別運送	POL
保税運送承認を要しない地域への運送 (同一保税地域内での移動等)	POK

[3] 承認等年月日（「承認等年月日」欄）

包括保税運送承認に係る個別運送の場合は、包括保税運送承認年月日を西暦（8桁）で必須入力する。また、保税運送承認の登録の場合は、保税運送承認年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

保税運送承認を要しない地域への運送の場合又は取消しの場合は、入力不可。

[4] 承認等番号（「承認等番号＊」欄）

包括保税運送承認に係る個別運送の場合は、包括保税運送承認番号と一連番号を続けて必須入力する。

保税運送承認の場合は、保税運送承認番号を必須入力する。

保税運送承認を要しない地域への運送の場合は、整理番号を必須入力する。

[5] 貨物管理番号（「貨物管理番号＊」欄）

B/L番号（CT-B/L番号を含む。）又は輸出管理番号を必須入力する。

[6] 申告者コード（「申告者」欄）

保税運送申告を行った申告者を利用者コード（「業務コード集」参照）で入力する。

保税運送承認を要しない地域への運送の場合又は取消しの場合は、入力不可。

[7] 到着地コード（「到着地」欄）

登録の場合は到着地を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

取消しの場合は、入力不可。

(2) 出力情報

前記(1)（登録又は取消しの方法）により保税運送承認等確認に係る情報がシステムに登録された場合は、次の情報が到着地の保税地域に配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
保税運送承認 等確認登録通 知情報	S A S 0 7 8 1	「処理区分*」欄に「9」（登録）を入力し、 入力された到着地がシステム参加保税地域で ある場合。
保税運送承認 等確認取消通 知情報	S A S 0 7 9 0	「処理区分*」欄に「1」（取消し）を入力 し、到着地がシステム参加保税地域である場 合。

5 貨物情報仕分け

(1) 業務対象

貨物情報がシステムに登録されている輸入貨物について、B／L番号単位と異なる単位で輸入申告等を行うため、貨物情報を複数の情報に仕分けする次の場合を対象とする。

なお、関税法第40条（貨物の取扱い）に規定する仕分けを行った場合は、この章第11節2（貨物取扱登録（改装・仕分け））によることとなるので、留意すること。

イ 通常情報仕分け

1カ所の保税地域に全量蔵置されている貨物に対して、貨物情報の仕分けを行う。

ロ 先行到着分情報仕分け

保税運送中の貨物で、先行到着分の貨物に対して、貨物情報の仕分けを行う。

ハ 分散蔵置情報仕分け

分散蔵置状態にある1B／Lの貨物を、蔵置場所単位に貨物情報の仕分けを行う。

(2) 登録又は取消しの方法

「貨物情報仕分け」業務（業務コード：CHJ）を利用して、次の事項を入力し送信する。

<共通部>

[1] 処理区分（「処理区分*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
登録	9
取消し	1

[2] 情報仕分区分（「情報仕分区分」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

「処理区分*」欄に「9」（登録）を入力した場合は、必須入力する。

区 分	コード
通常情報仕分け	P
先行到着分情報仕分け	Q
分散蔵置情報仕分け	R

[3] 貨物取扱番号（「貨物取扱番号」欄）

「処理区分*」欄に「1」（取消し）を入力した場合は、システムに登録時に払い出された貨物取扱番号を必須入力する。

「処理区分*」欄に「9」（登録）を入力した場合は、入力不可。

[4] 仕分数（「仕分数」欄）

「情報仕区分」欄に「P」（通常情報仕分け）を入力した場合は、仕分け数（2 から 20）を入力する。

「情報仕区分」欄に「Q」（先行到着分情報仕分け）を入力した場合は入力を要しないが、入力する場合は、「1」を入力する。

「情報仕区分」欄に「R」（分散蔵置情報仕分け）を入力した場合は入力を要しないが、入力する場合は、「2」を入力する。

[5] 仕分前のB/L番号（「仕分前B/L番号」欄）

仕分け前のB/L番号を必須入力する。

[6] 記事（「記事」欄）

貨物に関する記事等がある場合は入力する。

<繰返部>

※ 以下 [7] から [17] までの項目は、最大 20 欄まで繰り返し入力することができる。

[7] 仕分後の蔵置場所（「仕分後蔵置場所」欄）

仕分け後の蔵置場所を保税地域コード（「業務コード集」参照）で入力する。

「情報仕区分」欄に「P」（通常情報仕分け）を入力した場合は入力を要しないが、入力する場合は、貨物が蔵置されている蔵置場所を入力する。

「情報仕区分」欄に「Q」（先行到着分情報仕分け）を入力した場合は、先行到着した蔵置場所を入力する。

「情報仕区分」欄に「R」（分散蔵置情報仕分け）を入力した場合は、それぞれの蔵置場所を入力する。

[8] 仕分け後の個数（「仕分後個数」欄左）

仕分け後の貨物個数を必須入力する。

[9] 仕分後の個数単位コード（「仕分後個数」欄右）

仕分け後の個数の単位コードを包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[10] 仕分後の重量（「重量」欄左）

仕分け後の貨物重量を必須入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[11] 仕分後の重量単位コード（「重量」欄右）

重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で入力する。

[12] 仕分後の容積（「容積」欄左）

仕分け後の容積を入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

[13] 仕分後の容積単位コード（「容積」欄右）

「容積」欄左の容積に入力がある場合は、重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[14] 仕分後の品名（「仕分後品名」欄）

仕分け後の貨物の品名を必須入力する。

[15] 仕分後の記号番号（「仕分後記号番号」欄）

仕分け後の貨物の記号番号を必須入力する。

[16] 仕分後の危険貨物等コード（「仕分後危険貨物等」欄）

仕分け後の貨物に危険貨物が含まれる場合は、SPC（特殊貨物）コード（「業務コード集」参照）を入力する。

※ [17] の項目は、[7] の項目 1 欄につき最大 200 欄まで繰り返し入力することができる。

[17] 仕分後のコンテナ番号（「仕分後コンテナ番号」欄）

コンテナ詰め貨物の場合は、仕分け後のコンテナ番号を必須入力する。

(3) 出力情報

前記(2)（登録又は取消しの方法）により貨物情報仕分けを登録又は取消した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
貨物情報仕分け情報	S A L 0 1 9 1	「処理区分*」欄に「9」（登録）を入力し、取扱場所が登録者の管理する保税地域でない場合。	登録者 貨物が蔵置されている保税地域
		「処理区分*」欄に「9」（登録）を入力し、取扱場所が登録者の管理する保税地域である場合。	登録者
貨物情報仕分け取消情報	S A L 0 2 0 0	「処理区分*」欄に「1」（取消し）を入力し、取扱場所が登録者の管理する保税地域でない場合。	登録者 貨物が蔵置されている保税地域
		「処理区分*」欄に「1」（取消し）を入力し、取扱場所が登録者の管理する保税地域である場合。	登録者

(4) 留意事項

見本持出許可後に「見本持出確認登録」業務（業務コード：MHO）が実施されていない場合は、「貨物情報仕分け」業務（業務コード：CHJ）を実施した場合、見本持出確認登録が行われていない旨の注意喚起メッセージが出力される。